

いじ挨拶

馬 洋 書 翁

第23号

発行日： 2025年1月19日
発行所： 株式会社エヌワイケー
〒154-0012
世田谷区駒沢5-7-6
電話： 03-3704-8391
FAX： 03-3703-7121
発行人： 横山和俊

厳寒の候、皆様におかれましては益々ご清栄のことお喜び申上げます。本年もスタッフ一同、迅速丁寧な配達を心がけて参ります。而も続々駒沢販売所をよりしづくお願いします。

さて、昨年の元日に発生した能登半島地震から1年が経過しました。建物の倒壊などによる「直接死」は228人、避難生活の疲労やストレスに起因する「災害関連死」は先月までで276人が認定されました。さりに200人超が関連死の申請をしていました。人的被害の全体像はなおも見えません。被災地では人口流出も顕著になっており、過疎化に拍車をかけています。の市の記録的な集中豪雨も復興の遅れに大きな影響を与えたとのことで痛ましい限りです。今回の能登半島地震の多さの背景には、避難所の生活環境の劣悪さも指摘されています。先日の17日で、阪神淡路大震災から30年の月日が経過しました。阪神淡路大震災以後も東日本大震災をはじめ幾多の震災を私たちは経験してきました。はたしてその教訓は生かされているのでしょうか。近い将来、南海アフリカ地震や首都直下型地震なども予想されています。教訓が生かされることを期待します。

所長のひとつのこと ～らぬやと納税～

田嶋は弊社取り扱い各紙をいじ愛読いただき誠にありがとうございます。所長の横山です。今年も「所長のひとつのこと」のコーナーでは私が皆様と共に共有したい記事を紹介していきます。紹介する記事の多くは私のテーマに則した記事です。新聞は一覧性に優れた媒体ですが、自身のテーマ外の記事となると読み飛ばしがしてしまつこともあります。「そんな記事あったのね」や皆様のテーマ選びの参考になれば幸いです。

さて、今回のテーマは「税金」です。税金には所得税や消費税、相続税など様々な種類があります。税をじつ集めどのように運用するかを話したのが政治の始まりです。つまり税のあり方は国や地方自治の形を決めることがあります。「税金」に関する記事はしっかりと読んでいます。その日々で消費税であったり、法人税であったりと細分化してスクランブルをしてしまいますが、今回紹介する記事は「住民税」に関する話題です。厳密には主に住民税から控除される「らぬやと納税」に関する記事です。

「らぬやと納税」は菅義偉元首相が第一次安倍政権の総務相だった時に発案され、08年にスタートしました。居住地以外の自治体に寄付した金額から2000円を除いた分が、主に住民税から控除される制度です。つまり、「納税」と名がついていますが実際には納税ではありません。利用者は年々増え、総務省によると2023年度には利用者は初めて1000万人を超えた。 「らぬやと納税を利用すれば2000円はかかるが寄付額に応じて2000円以上の返礼品がもらえる」だからオトクだと思われがちです。しかし、本当にオトクなのでしょうか。12月17日付毎日新聞夕刊特集ワイヤード掲載された「らぬやと納税」本当にオトク?」を紹介します。地域振興に詳しい山下三郎・東北工業大学名誉教授が「本当にオトクかどうかは、マクロとミクロの両面で考える必要がある」と指摘します。以下、山下名誉教授の検証から始まる記事を紹介します。

計算を分かりやすくていために、「田口負担」の2000円は無視。返礼品、仲介手数料は総務省のルールに則り寄付額の2割とされた割合。受け取った自治体は寄付額と同額の住民サービスを提供すると仮定し試算してみた。23年度の寄付総額は1兆1175億円。利用者一人当たりの平均は約10万円程度。その条件でA市に住む私とB市に住む弟が「らぬやと納税」するかどうかを試算する。まずA市に住む私がB市に、B市に住む弟がA市にと互に寄付をしあった場合。私はA市に収めるはずの住民税10万円をB市

に寄付。結果、B市より3万円相当の返礼品を受け取る。このケースではA市もB市も得られたはずの住民税10万円を失う代わりに、相互に「ふるさと納税」の10万円を得たため、差し引きゼロ。私も弟も3万円ずつもかかった……。それぞれが受け取る利益や便益は、公共サービス5万円・私的利得3万円の計8万円となる。B市住民の弟も同様に8万円。20万の寄付で兄弟2人の公私にわたる利得は「16万円」だ。同様の計算で私が「ふるさと納税」を利用し弟は踏みとどまつたケースだと利得は「10万円」。私も弟も「ふるさと納税」を利用しなったケースでは「20万円」の利得となる。住民が享受できる財と公共サービスの総量は、「ふるさと納税」を利用しないケースが最大となる。住民以外に振り向かれるお金が発生しないのだから、考えてもみれば当たり前だ。実際には制度の利用者は納税者全体の2割にも達していない。その人たちがオトクに感じた金額分、残りの8割の人たちが損をしているとも言える。「ふるさと納税」を利用しない人は、居住地の自治体から流出した住民税の金額分だけ、受け取るサービスが低下する。なお、自治体の減収分の75%は国庫から補填される仕組みがあるが、国税の出資者もまた、私たち自身だ。そもそも「ふるさと納税」には、特定の納税者への事実上の減税と、自治体間の税金の奪い合いという側面がある。高額納税者ほど多くの返礼品を受け取れるが、住民税が非課税の低所得者にとっては縁のない話だ。昨年10月末に、東京都の税制調査会が国に制度の廃止を含めた見直しを求める意見をまとめた。税金が原資となる仲介サイトの特典ポイント付与は25年秋には禁止される見通しだ。国と地方を合わせた借金残高が1300兆円に達し、「第一の敗戦を迎えるのでは」と財政の先行きに不安が広がる中、自分だけ、わが町だけの利益を考えてしまえば悲惨な状況しか招かない。

「ふるさと納税」は発足当初から制度の稚拙さが問題視されてしまいました。15年に条件を満たせば確定申告が不要になる「ワンストップ特例制度」が導入され寄付額がいっきに増えました。当初は返礼品に条件は無く、過度な返礼品競争が起じり、アマゾンギフト券などを返礼品として用い500億近く寄付を集め自治体もありました。何回かのルール変更をへて現在にいたつてこますが、記事にある通り抜本的な改正にはいたつていません。実際に流出している自治体の記事も田にします。例えば練馬区。練馬区は制度発足当初から競争に参入しない立場を貫いています。前川耀男区長はインタビューで以下のようにコメントしています。「制度のものが憲法違反だと思ひ。地方自治の本旨に反する制度だ。住民が自分たちのサービスを自分たちの負担で行つといふのが地方自治の原則だ。返礼品を選んだ結果その地方に関心を持つようになつた人がいることは否定しない。一方、返礼品の仕組みは論外で、受益者負担の原則を守がめるものだ。人口減に悩むふるさと納税の競争に参加せざるを得ない首長も、政治家として説いて詰められたはわかる。それでも、この返礼品の仕組みは本当の意味の愛郷心にはつながらなことと思ひ。この制度が無くなつた時、その後も寄付を続けてくれるのかは疑問が残る。年々大都市圏以外は地方自治の本旨を実現することが難しくなつてこる。『ふるさと納税』といつこかにも正義にかなつような名前で「まかすのではなく正々堂々と地方自治制度全体をどう再編すべきか議論する時期にきてこる。」練馬区では23年度は50億近い減収だったそうです。学校を1校建て替えるほどの金額です。24年度の予算編成では基金を取り崩して財源不足を補つなど、区政運営に大きな影響がでています。そしてもう一つ、東京23区内で最も人口が多い世田谷区。区によると、23年におけるふるさと納税を利用した人は約15万人。277億5600万円が寄付され、24年度の区税額控除額は110億の100万円に達しました。公立小中学校の給食費無償化にかかる予算の約3年分を賄える金額だそうです。通常流出分の75%を穴埋められる地方交付税は、23区などはもともと不交付団体のため、流出額はそのまま税収減に直結します。

私の周りでもふるさと納税を利用している人は何人もいます。それ自体非難するつもりはありません。しかし、返礼品や仲介サイトへの手数料で税金が損失し、自治体間の無駄な競争を生み、「寄付」という文化が歪めかねない「ふるさと納税」。納税者の一人として早急に見直しを希望します。